

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学保有個人情報開示及び不開示に関する基準

平成17年3月31日
学 長 裁 定

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学保有個人情報保護規程（平成17年規程第6号）第5条第2項の規定に基づき、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）が保有する個人情報の開示及び不開示に関する基準について次のとおり定める。

本学は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次に掲げる情報（不開示情報）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示するものとする。

1 開示請求者の生命等を害するおそれがある情報（個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第78条第1号）

開示請求者（法第76条第2項の規定により未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。以下同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

例えば、

- 1) 当該保有個人情報を開示することが、開示請求者に深刻な問題を引き起こす可能性がある場合で、具体的ケースに即して慎重な開示判断を要求される情報

など

2 開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報（法第78条第2号）

開示請求者以外の人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう）で作られる記録をいう）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。）により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの

例えば、

- 1) 職員及び学生の自宅住所及び電話番号等
- 2) 人事選考関係資料（氏名、履歴等）
- 3) 健康診断及びカウンセリングの記録
- 4) 懲戒処分関係情報（氏名、懲戒内容等）
- 5) 学生個人に関する情報（学籍（休・退学を含む。）、成績、教育及び生活相談等の記録、修了後の就職先等）
- 6) 大学院入試等の答案及び合否判定資料
- 7) 学生指導関係文書
- 8) 進路指導関係文書（本人アンケート、面接メモ）
- 9) 修士論文等

など

ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

例えば、

- 1) 研究者総覧
- 2) 叙勲・褒章受章者名簿等
- 3) 開示請求者の家族構成に関する情報

など

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

例えば、

- 1) 医薬品の安全性等の研究に携わった研究者の個人情報で公にすることが認められるもの等

など

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（通則法第2条第1項に規定する独立行政法人及び法別表第1に掲げる法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

例えば、

- 1) 文書に付された総務課長、総務係長等の職名等

など

3 法人等に関する情報（法第78条第3号）

法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

例えば、

- 1) 民間等との共同研究等に関し相手方から提供されたノウハウ
- 2) 工事請負者施行成績一覧等

など

ロ 本学の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

例えば、

- 1) 企画立案の資料、アンケートの回答等で公にしないとの条件が付されたもの等

など

4 審議等に関する情報（法第78条第6号）

国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

イ 率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ

例えば、

- 1) 報告、答申等で現在検討及び審議中のものの記録
- 2) 研究科、専攻等の改組で現在検討中のものの記録
- 3) 人事選考（採用、昇任等）の記録等

など

ロ 不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ

例えば、

- 1) 入試制度改革素案（出題科目変更案等）等

など

ハ 特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれ

例えば、

- 1) キャンパス移転候補地リスト（地方公共団体との交換文書等）
- 2) 機種選定や仕様策定に係る検討記録等
など

5 事務又は事業に関する情報（法第78条第7号）

国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

ロ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

例えば、

- 1) 麻薬、毒物、劇物等の毒性、危険性、病原性等の強い物質の受払い又は保管に関する情報

- 2) ID、パスワード等のネットワークセキュリティ関係情報等

など

ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

例えば、

- 1) 大学院入試等の出題者名簿

- 2) 入試制度改革関係資料等

など

ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

例えば、

- 1) 入札前の予定価格、積算内訳書

- 2) 本学が当事者となっている訴訟に関する資料等

など

ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

例えば、

- 1) 科学研究費助成事業に係る研究計画調書で採択前のもの又は不採択のもの等

など

ヘ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

例えば、

- 1) 人事異動原案
 - 2) 人事選考（採用、昇任等）関係資料
 - 3) 勤務評定関係記録等
- など

ト 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

附 則

この基準は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成21年3月23日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年5月30日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この基準の施行の日前に国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学保有個人情報保護規程（平成17年規程第6号）第4条の規定によってされた保有個人情報の開示の請求に係る開示及び不開示に関する基準は、この基準の改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。